

105-150

項ハ其過半數ノ決議ニ依リ決ス

第十五條 本組合役員ハ名譽職トシ毎年改選スルモノトス

但シ再選ハ妨ケナシ

第十六條 幹事及ビ評議員ハ組合事務並ニ財産ノ狀況ヲ鑑査ス

第十七條 本組合ハ毎年春期ニ於テ定期總會ヲ開ク

但シ場合ニ依リ役員會ノ決議ニ基キ運動會又ハ懇親會ニ變更スルコトアルベシ

第十八條 役員會ノ決議ニ依リ必要ト認ムル場合ハ臨時總會ヲ開催スル事ヲ得

第十九條 組合費ハ毎月組合員ヨリ徴收ス

組合費一箇月金五拾錢 但シ通勤者ハ金參拾錢ト定ム

第二十條 本組合ニ加入スルモノハ加入金壹圓徴收ス

第二十一條 本組合ハ組合員ヨリ徴收シ得タル収入ヲ以テ組合ノ經費ヲ負擔ス

但シ總收入ノ百分ノ五 以上ヲ基本積立金トシ豫々編入ス

第二十二條 組合員ハ正當ノ理由アルニアラザレハ脱退スル事ヲ得ズ

但シ組合員ニシテ本組合ヲ脱退セントスル者ハ其旨届出スベシ脱退ノ許否ハ役員會ノ決議ニ依ル市外ニ轉勤ノ場合ハ其旨届出スベシ然ル時ハ後日入會ノ時加入金及ビ其期間内ノ組合費ヲ要セズ

第二十三條 脱退者ニハ既ニ徴收シタル組合費及ビ加入金ハ一切返附セズ

第二十四條 組合員ニシテ規約ニ違背シタル者ハ除名スル事アルベシ